

平成30年2月 議会月例報告会

平成30年2月20日
町 民 生 活 課

□報告事項名

琴浦町手数料条例を一部改正してコンビニでの証明書発行手数料の減額（窓口手数料から50円減額）を行いたい。

□事業の背景

平成28年4月から個人番号カードを利用して、各種証明書のコンビニ交付サービスを行っている。

本町においては、個人番号カードの交付率が高いにもかかわらず、利便性のあるコンビニ交付件数が増えてきていない。これは、窓口の手数料と同額であることが要因と思われる。裏面の表の中で、窓口よりコンビニでの料金差が大きい自治体程コンビニでの交付件数が増えていることが伺える。

□目的

コンビニのマルチコピー機による住民票の写し等の証明書交付サービスの利用と個人番号カードの普及を促進することにより、町民の利便性の向上を図るとともに窓口での証明書交付事務を縮減し、待ち時間の短縮など窓口サービスの向上を図ること。

□今後の予定等

3月議会で手数料条例の一部改正の上程を行い、4月実施をしていきたい。

平成29年度コンビニ二交付制度導入証明書交付状況

琴浦町	手数料(円)		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	合計	窓口 取扱	割合
	窓口	コンビニ													
住民票	300	300	7	8	8	4	5		3	9	4	7	55	7,489	0.88%
印鑑証明	300	300	5	8	7	4	2		2	7	10	12	57	5,373	1.27%
所得証明	300	300	1		7	3				1	1	2	15	6,246	0.29%
戸籍証明	450	450								2	2	2	6	6,930	0.10%
戸籍の附票	300	300			1					1			2	461	0.52%
合計			13	16	23	11	7	0	5	20	17	23	135	26,499	0.61%

(参考 マイナンバーカード交付枚数 2,770枚 交付率 15.20%)

鳥取市	手数料(円)		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	合計	窓口 取扱	割合
	窓口	コンビニ													
住民票	300	250			63	41	36	46	45	40	66	58	395	81,510	0.73%
印鑑証明	300	250			54	34	36	37	62	31	58	45	357	54,179	0.99%
所得証明	300	250			37	12	8	17	1	4	13	8	10	40,686	0.37%
戸籍証明	450	350			19	11	16	22	27	35	36	29	195	29,878	0.98%
戸籍の附票	300	250			2	0	2	0	2	2	3	5	16	4,165	0.58%
合計					175	98	98	122	137	112	176	145	1063	210,418	0.76%

(参考 マイナンバーカード交付枚数 16,551枚 交付率 8.56%)

米子市	手数料(円)		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	合計	窓口 取扱	割合
	窓口	コンビニ													
住民票	350	250	133	86	139	73	89	105	76	94	104	131	1030	49,268	2.51%
印鑑証明	350	250	63	63	69	63	63	81	95	98	71	93	759	35,818	2.54%
所得証明	350	250	14	7	76	28	24	21	13	11	7	11	212	10,019	2.54%
戸籍証明	450	350	9	7	15	8	7	8	7	17	20	17	115	17,780	0.78%
戸籍の附票	350	250	0	0	4	1	1	5	0	0	1	2	14	2,926	0.57%
合計			219	163	303	173	184	220	191	220	203	254	2130	115,811	2.21%

(参考 マイナンバーカード交付枚数 12,098枚 交付率 7.97%)

平成30年2月 議会月例報告会

平成30年2月20日
町 民 生 活 課

□平成30・31年度後期高齢者医療保険料率の決定について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計額となっており、保険料率は鳥取県内で均一となっている。保険料率は2年毎に見直しが行われており、被保険者数、医療給付費、保険料収納率等の見込みにより決定される。

平成30年・31年度の保険料率は、平成30年2月2日に開催された後期高齢者医療広域連合議会で決定され、医療給付費準備基金14.5億円の取り崩しにより、現行保険料率のまま据え置くこととなった。

	均等割額	所得割額
平成20・21年度	41,592円	7.75%
平成22・23年度	40,773円	7.71%
平成24・25年度	40,773円	7.71%
平成26・27年度	42,480円	8.07%
平成28・29年度	42,480円	8.07%
平成30・31年度	42,480円	8.07%

平成 30・31 年度後期高齢者医療保険料率算定について

1 保険料率算定に必要な基礎数値

(1) 被保険者人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口」が示す数値により推計を行う。

平成 30・31 年度被保険者人口	184,941 人
-------------------	-----------

(2) 後期高齢者医療に係る費用の見込額

過去 5 年間の医療給付実績の伸び率により推計を行う。

2 回目の試算においては、診療報酬改定率▲1.19%（診療報酬本体+0.55%、薬価▲1.65%、材料価格▲0.09%）を加味する。

平成 30・31 年度医療給付費総額

① 試算 1 回目	159,681,882,949 円
② 試算 2 回目	157,800,013,002 円
② - ①	▲1,881,869,947 円

2 保険料に係る賦課総額の算出

平成 30・31 年度に見込まれる医療給付費や保健事業費等の費用から国庫負担金や調整交付金等の収入を差し引いた額と予定保険料収納率 99.54%（平成 28 年度実績値）を用いて算出する。

2 回目の試算においては、保険料負担に係る後期高齢者負担率を 11.18%（1 回目 11.21%）とする。

平成 30・31 年度賦課総額

① 試算 1 回目	14,807,380,600 円
② 試算 2 回目	14,769,755,200 円
② - ①	▲37,625,400 円

3 保険料構成比

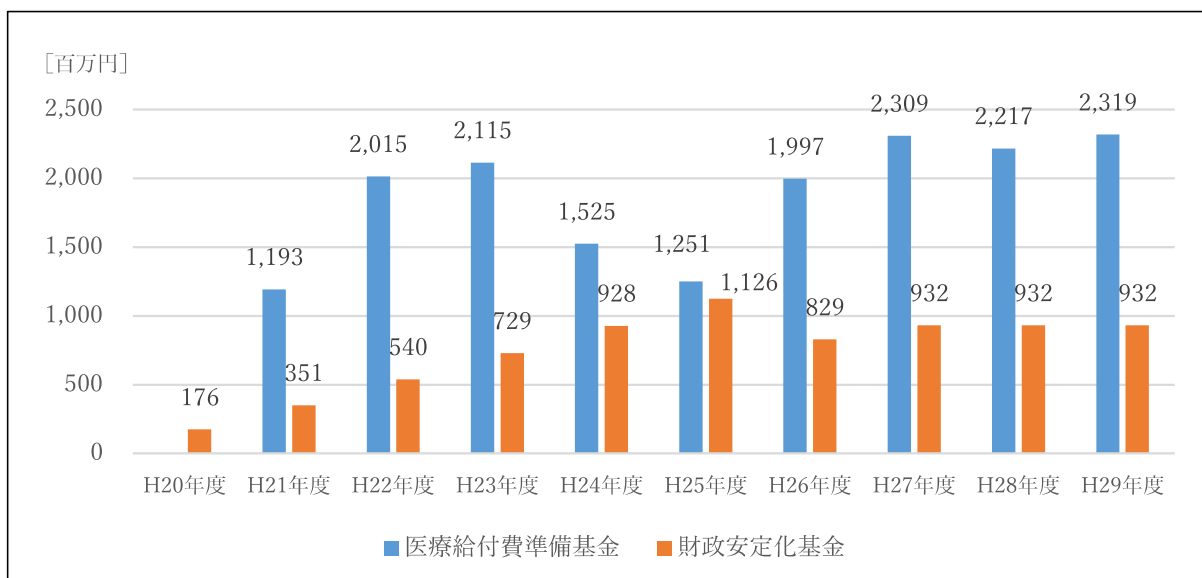
鳥取県の後期高齢者所得係数 0.7028（1回目 0.7068）による構成比は、次のとおりとなる。

平成 30・31 年度保険料構成比		
	【均等割】	【所得割】
① 試算 1 回目	58.59%	41.41%
② 試算 2 回目	58.73%	41.27%
②-①	0.14%	▲0.14%

4 保険料率の試算結果

区 分		基金 充当額	均等割額	所得割率	1人当り保険料額 【軽減前】
現行	平成 28・29 年度	—	42,480 円	8.07%	72,104 円
試算 1 回目	平成 30・31 年度 (現行比)	—	47,239 円 (+11.20%)	9.09% (+12.64%)	80,065 円 (+11.04%)
	平成 30・31 年度 (現行比)	14.8 億円	42,480 円	8.07%	72,000 円 (▲0.14%)
試算 2 回目	平成 30・31 年度 (現行比)	—	47,118 円 (+10.92%)	9.07% (+12.39%)	79,874 円 (+10.78%)
	平成 30・31 年度 (現行比)	14.5 億円	42,480 円	8.07%	72,018 円 (▲0.12%)

5 基金残高の推移



平成30年2月 議会月例報告会

平成30年2月20日
町民生活課

□平成30年度国民健康保険税率について

平成30年度からの国保制度改正により、国保の運営が従来各市町村単位から新たに県が運営に加わり県単位へと変わります。

新たな制度では県が国保の財政運営を担うことになり、保険給付費の支払いに必要となる費用を交付金として各市町村に全額支払います。この交付金の財源として、各市町村は県が決定した納付金をそれぞれ納付します。納付金は主に被保険者の支払う保険税で賄われるため、各市町村は県が示した標準保険税率を参考としながら保険税率を決定していくこととなります。

1月5日、県から平成30年度の納付金、標準保険税率が各市町村に示されました（別紙1）。現行と比較して標準保険税率が上回るケース、下回るケース様々ですが、琴浦町では全ての標準保険税率が現行税率を下回る結果となりました。

このことは一見すると良い結果と思われませんが、実際は、急激な保険税率の上昇を抑えるために国・県が行った激変緩和措置の影響を大きく受けたことによる一時的なものです。鳥取県の平成30年度の激変緩和措置は総額約2億4千万円ですが、琴浦町にはこのうち約8千万円が充てられています（別紙2）。激変緩和措置は平成35年度までの経過措置であり、平成30年度以降は年々減額されていきます。

平成30年度は激変緩和措置の影響で財政に余裕が生じる見込みですが、将来的には大幅な負担増の恐れもあります。このため、平成30年度の保険税率は据え置き、余剰財源が生まれれば財政調整基金に積み立て、将来の負担増に備えます（別紙3）。

平成29年度 保険税率

市町村名	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
鳥取市	7.10	16.00	22,000	23,000	2.60	4.40	8,400	6,200	2.30	4.80	9,000	6,000
米子市	7.83	16.40	23,600	23,200	2.30	9.60	8,000	7,500	2.29	9.60	9,500	5,100
倉吉市	6.80	22.00	24,600	22,400	1.90	6.00	6,800	6,200	1.55	6.50	8,500	5,000
境港市	8.06	24.73	25,000	26,200	2.55	7.55	7,500	7,000	2.43	8.00	9,200	5,300
岩美町	6.70	30.80	21,750	15,980	2.60	11.50	8,400	6,270	3.60	22.90	11,380	6,540
若桜町	9.80	47.00	28,600	25,600	2.00	9.30	6,000	5,200	1.40	12.00	8,000	4,800
智頭町	7.90	32.80	23,000	21,000	3.70	11.80	10,200	8,000	3.90	12.80	12,000	7,000
三朝町	8.50	15.00	22,000	20,000	2.50	9.50	10,000	7,000	2.50	9.50	10,000	7,000
日吉津村	6.50	15.00	25,000	20,000	1.75	5.00	8,000	7,200	1.95	3.80	9,000	5,900
日南町	5.50	28.00	20,600	16,600	3.10	15.60	8,500	9,200	2.00	10.70	7,400	7,600
日野町	6.20	22.50	18,900	14,000	2.90	10.00	9,000	6,000	2.50	10.00	8,200	5,600
江府町	7.10	27.43	21,000	17,000	2.40	8.50	7,400	6,400	2.00	9.00	8,000	5,000
琴浦町	6.50	23.00	21,500	21,500	2.40	7.00	7,200	7,500	1.60	8.00	8,100	5,300
湯梨浜町	7.40	24.00	24,000	22,000	2.00	9.00	7,000	6,000	2.00	8.00	7,500	6,000
南部町	5.28	23.35	19,400	13,600	3.57	15.84	13,100	9,200	2.35	14.13	10,600	5,500
伯耆町	5.83	28.90	21,900	17,900	1.46	7.23	5,400	4,400	1.20	8.12	8,300	4,800
大山町	6.76	28.00	25,000	20,800	2.36	10.20	8,600	7,000	2.80	14.00	11,600	6,400
八頭町	7.88	23.60	21,200	17,600	3.10	10.70	8,900	7,000	3.32	12.30	10,900	5,700
北栄町	6.30	26.00	28,000	26,000	1.81	8.50	7,600	7,200	1.36	8.00	8,200	5,800

市町村標準保険料率(市町村算定方式)

市町村名	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
鳥取市	6.93	0.00	23,788	22,531	2.78	0.00	9,519	9,016	2.28	0.00	9,561	6,979
米子市	7.70	15.83	21,406	19,535	2.65	11.15	8,651	7,530	2.58	10.89	10,274	5,513
倉吉市	6.10	20.30	22,984	19,691	2.09	6.69	7,768	6,666	1.76	7.17	10,216	6,107
境港市	8.47	26.26	25,778	24,726	2.32	6.93	6,774	5,785	2.27	7.54	8,649	4,983
岩美町	6.15	27.93	19,886	13,431	2.71	11.76	8,633	5,925	2.53	14.68	7,792	4,501
若桜町	7.53	37.37	22,086	18,488	1.90	9.14	5,999	4,862	1.10	9.60	6,957	4,165
智頭町	7.66	32.23	23,165	19,627	2.70	8.78	7,718	5,615	2.22	7.31	7,330	4,292
三朝町	9.23	15.13	22,749	19,136	2.37	8.44	9,120	5,906	2.04	6.72	7,543	5,289
日吉津村	6.46	12.85	20,632	15,074	1.66	4.17	6,574	5,403	1.58	1.95	5,380	3,599
日南町	6.94	34.71	26,509	19,411	2.44	11.44	6,309	6,204	1.66	7.91	6,041	6,327
日野町	6.93	25.38	21,914	15,061	2.61	9.01	8,323	5,148	1.87	6.56	6,301	4,293
江府町	8.24	32.09	25,423	19,107	2.51	8.97	8,080	6,490	2.21	10.54	10,014	6,302
琴浦町	6.30	20.34	19,321	17,806	2.19	5.79	6,050	5,806	1.41	6.75	7,175	4,685
湯梨浜町	7.72	23.56	24,174	20,567	2.36	10.13	8,126	6,462	2.11	7.76	8,389	6,768
南部町	7.01	30.70	25,379	16,389	2.61	10.92	8,829	5,714	1.94	10.25	8,818	4,620
伯耆町	6.24	29.35	22,136	16,696	2.49	11.99	8,985	6,753	1.61	11.02	11,819	6,813
大山町	7.01	28.15	25,416	19,608	2.33	9.78	8,337	6,292	2.08	9.76	8,531	4,707
八頭町	7.43	21.52	20,004	15,121	2.62	8.77	7,552	5,404	2.29	7.73	7,991	4,215
北栄町	6.35	22.95	24,496	20,954	1.79	7.67	6,924	6,042	1.18	6.23	6,753	4,810

比較増減

市町村名	医療分				支援金分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
鳥取市	-0.17	-16.00	1,788	-469	0.18	-4.40	1,119	2,816	-0.02	-4.80	561	979
米子市	-0.13	-0.57	-2,194	-3,665	0.35	1.55	651	30	0.29	1.29	774	413
倉吉市	-0.70	-1.70	-1,616	-2,709	0.19	0.69	968	466	0.21	0.67	1,716	1,107
境港市	0.41	1.53	778	-1,474	-0.23	-0.62	-726	-1,215	-0.16	-0.46	-551	-317
岩美町	-0.55	-2.87	-1,864	-2,549	0.11	0.26	233	-345	-1.07	-8.22	-3,588	-2,039
若桜町	-2.27	-9.63	-6,514	-7,112	-0.10	-0.16	-1	-338	-0.30	-2.40	-1,043	-635
智頭町	-0.24	-0.57	165	-1,373	-1.00	-3.02	-2,482	-2,385	-1.68	-5.49	-4,670	-2,708
三朝町	0.73	0.13	749	-864	-0.13	-1.06	-880	-1,094	-0.46	-2.78	-2,457	-1,711
日吉津村	-0.04	-2.15	-4,368	-4,926	-0.09	-0.83	-1,426	-1,797	-0.37	-1.85	-3,620	-2,301
日南町	1.44	6.71	5,909	2,811	-0.66	-4.16	-2,191	-2,996	-0.34	-2.79	-1,359	-1,273
日野町	0.73	2.88	3,014	1,061	-0.29	-0.99	-677	-852	-0.63	-3.44	-1,899	-1,307
江府町	1.14	4.66	4,423	2,107	0.11	0.47	680	90	0.21	1.54	2,014	1,302
琴浦町	-0.20	-2.66	-2,179	-3,694	-0.21	-1.21	-1,150	-1,694	-0.19	-1.25	-925	-615
湯梨浜町	0.32	-0.44	174	-1,433	0.36	1.13	1,126	462	0.11	-0.24	889	768
南部町	1.73	7.35	5,979	2,789	-0.96	-4.92	-4,271	-3,486	-0.41	-3.88	-1,782	-880
伯耆町	0.41	0.45	236	-1,204	1.03	4.76	3,585	2,353	0.41	2.90	3,519	2,013
大山町	0.25	0.15	416	-1,192	-0.03	-0.42	-263	-708	-0.72	-4.24	-3,069	-1,693
八頭町	-0.45	-2.08	-1,196	-2,479	-0.48	-1.93	-1,348	-1,596	-1.03	-4.57	-2,909	-1,485
北栄町	0.05	-3.05	-3,504	-5,046	-0.02	-0.83	-676	-1,158	-0.18	-1.77	-1,447	-990

・琴浦町の標準保険税率は現行税率(平成29年度)と比較すると全ての税率が下がる結果となった。

・鳥取市は資産割を廃止するため、標準保険料率は3方式(所得割・均等割・平等割)で算出されている。

激変緩和影響額

市町村名	H30 被保険者数 (一般)	構成比	H30 被保険者数 (一般介護)	構成比	1人あたり激変緩和額				激変緩和額(被保険者数×1人あたり激変緩和額)			
					医療	支援	介護	総額	医療	支援	介護	総額
鳥取県	120,556		38,391		566	978	1,540	3,083	68,183,268	117,868,049	59,114,884	245,166,201
鳥取市	37,669	31.25%	12,199	31.78%				0	0	0	0	0
米子市	29,909	24.81%	9,349	24.35%				0	0	0	0	0
倉吉市	10,993	9.12%	3,504	9.13%		2,883	3,555	6,438	0	31,692,819	12,456,720	44,149,539
境港市	6,759	5.61%	1,980	5.16%	303	3,228	3,475	7,006	2,047,977	21,818,052	6,880,500	30,746,529
岩美町	2,810	2.33%	910	2.37%				0	0	0	0	0
若桜町	778	0.65%	258	0.67%		5,607	6,233	11,840	0	4,362,246	1,608,114	5,970,360
智頭町	1,644	1.36%	582	1.52%				0	0	0	0	0
三朝町	1,464	1.21%	488	1.27%	2,207	107	2,004	4,318	3,231,048	156,648	977,952	4,365,648
日吉津村	721	0.60%	230	0.60%	15,246	8,999	12,476	36,721	10,992,366	6,488,279	2,869,480	20,350,125
日南町	1,092	0.91%	362	0.94%	3,868		4,528	8,396	4,223,856	0	1,639,136	5,862,992
日野町	730	0.61%	185	0.48%	2,583		4,045	6,628	1,885,590	0	748,325	2,633,915
江府町	593	0.49%	186	0.48%				0	0	0	0	0
琴浦町	4,266	3.54%	1,409	3.67%	10,471	4,525	10,848	25,844	44,669,286	19,303,650	15,284,832	79,257,768
湯梨浜町	3,703	3.07%	1,181	3.08%				0	0	0	0	0
南部町	2,535	2.10%	722	1.88%	447		59	506	1,133,145	0	42,598	1,175,743
伯耆町	2,709	2.25%	842	2.19%				0	0	0	0	0
大山町	4,379	3.63%	1,348	3.51%		1,609		1,609	0	7,045,811	0	7,045,811
八頭町	3,676	3.05%	1,235	3.22%				0	0	0	0	0
北栄町	4,126	3.42%	1,421	3.70%		6,544	11,687	18,231	0	27,000,544	16,607,227	43,607,771

1人当たり保険税負担額

	平成29年度				標準保険税率(H30)				差引
	医療	支援	介護	合計	医療	支援	介護	合計	
鳥取県				0	60,225	22,454	24,468	107,147	
鳥取市	59,597	20,703	22,839	103,140	58,269	24,062	24,148	106,479	3,340
米子市	61,654	20,316	23,333	105,303	59,736	24,146	28,653	112,535	7,232
倉吉市	60,735	17,116	19,292	97,143	56,123	20,205	24,557	100,885	3,741
境港市	63,740	19,485	22,583	105,809	70,398	18,230	23,415	112,043	6,233
岩美町	52,520	20,154	31,346	104,021	47,802	21,257	19,889	88,948	-15,073
若桜町	69,664	14,644	15,765	100,073	51,396	14,661	12,839	78,896	-21,177
智頭町	58,849	25,273	33,006	117,128	58,042	17,391	16,236	91,669	-25,459
三朝町	55,656	20,252	23,968	99,876	61,701	18,886	18,954	99,540	-336
日吉津村	73,786	22,617	28,732	125,135	65,160	19,242	19,283	103,685	-21,450
日南町	55,819	27,849	26,797	110,465	77,324	21,284	22,446	121,055	10,590
日野町	45,903	21,118	21,635	88,657	56,366	19,946	16,639	92,951	4,294
江府町	54,892	18,841	19,053	92,786	68,971	21,020	24,799	114,790	22,004
琴浦町	64,057	22,510	23,512	110,079	60,499	19,794	21,464	101,757	-8,322
湯梨浜町	63,362	18,218	22,415	103,995	66,943	22,398	25,983	115,323	11,328
南部町	48,227	31,538	28,728	108,493	64,428	19,575	22,110	106,113	-2,380
伯耆町	58,138	14,692	18,265	91,094	61,038	26,454	27,733	115,225	24,130
大山町	63,023	21,886	30,430	115,340	66,250	21,782	22,313	110,345	-4,995
八頭町	56,943	23,018	26,579	106,540	54,397	19,438	19,108	92,944	-13,597
北栄町	74,922	22,000	26,207	123,129	69,768	20,860	21,250	111,879	-11,250

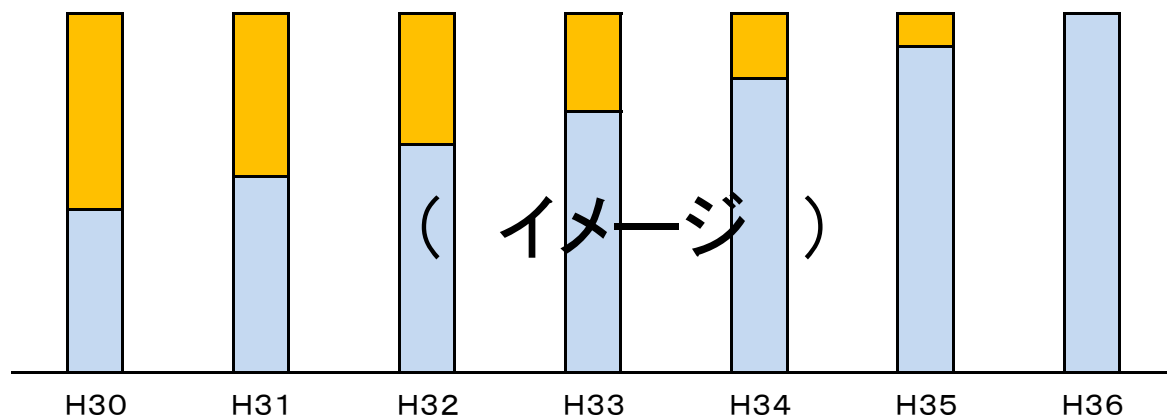
・平成30年度の鳥取県全体の激変緩和措置は約2億4千万円。このうち琴浦町に約8千万円(およそ1/3)が充てられている。

・1人当たりの激変緩和額では日吉津村が1位で琴浦町は2位となる。しかし、被保険者数が異なることから総額では琴浦町が1位となる。

今後の財政運営イメージ

激変緩和措置

保険税額



※この資料は保険税率を据え置き、激変緩和措置終了後に備えるイメージを表したものです。表中の金額等はあくまで参考であり、実際と異なります。

条件設定

(1) 納付金の金額が一定で、激変緩和措置が平成31年以降1/5ずつ減少していくと仮定。

(2) 現行税率と標準保険税率の保険税額を平成29年ベースで比較したところ約4500万円の差となった(現行税率の方が高い)。

(3) (2)より、税率を据え置いた場合、平成30年度は4000万円の積み立てができると仮定し、以後激変緩和の減少に伴い積立額が減少していくとする。

(単位:千円)

	激変緩和 (ア)	保険税額 (イ)	積立額 (ウ)	積立総額 (エ)
H30	79,255	417,489	40,000	40,000
H31	66,046	430,698	26,791	66,791
H32	52,837	443,907	13,582	80,373
H33	39,628	457,117	373	80,745
H34	26,418	470,326	-12,837	67,908
H35	13,209	483,535	-26,046	41,863
H36	0	496,744	-39,255	2,608
H37	0	496,744	-39,255	-36,648
H38	0	496,744	-39,255	-75,903

上記の条件設定のとおりで財政運営していくと、左表のとおりH34年度には積立金の取り崩しが始まり、H37年度に積立金は無くなることになる。

実際には激変緩和の今後の見通しも不透明であり、その他の交付金、納付金等の精算等様々な要素が影響することから、保険税は据え置き、余剰財源が出た場合は基金に積み立てておく必要がある。

- ・納付金額及びその他の要素は一定と仮定し、常に(ア)+(イ)=496,744となるとする。
- ・(イ)の保険税額とは、県の試算による町が納付金等の支払のために保険税で集めるべき金額。
- ・(ウ)はH31以降激変緩和の減額分と相殺し、残った部分が毎年積み立てされる。積み立てができなくなったら(エ)から取り崩していくとする。